

【答弁】 三内丸山遺跡が1千500年ぐらいたとすれば、3千年ぐらいたの期間、断続的に使われていたことから、三内丸山遺跡以上の評価を受けていい遺跡だと思っている。しかし、情報発信とか評価が知れ渡っていないということもあり、市内にある国レベルの史跡とあわせて、観光ルートづくり等を行い活用を図っていききたい。

【質疑】 今後基本設計をした上で史跡公園を整備していく中で、縄文の雰囲気を感じられる施設にしたいとあるが、縄文の雰囲気が味わえて多くの方に使ってもらいたくような公園のイメージを、どの様に持っていればいいのか伺う。

【答弁】 縄文の雰囲気をどうやって感じさせるのかについては、そこに縄文人が生活していたとわかるように、市民の手づくりでつくった縄文土器の多くを公園内に置いておくとか、縄文人がつくった道具みたいなものを、公園の中で使え

【質疑】 管理営農予定がふくしま未来農業協同組合だが販路について伺う。

○被災地域農業復興総合支援事業（園芸団地地域営農支援施設）（建）  
2千580万円  
小高区飯崎・大田和地内において園芸団地地域営農支援施設を整備する。  
【事業内容】  
建築設計業務委託

【答弁】 施設整備もつくって終わりでなく、当然つくった後に安定的な運営管理をしていくことは重要であり、今後、小高区の営農再開、発展に向けて重要な施設と捉えている。必要に応じて指導監督していく。

【補正内容】  
対策工

【質疑】 ため池の除染だが、現在の進捗について伺う。

【答弁】 現在、平成27年度から基礎調査を実施し、512カ所が対象となり詳細調査に移行したのが324カ所、詳細調査で面的モニタリングして基準の乾燥重量8千バケレルを超えたものが242カ所である。うち、現場が完了したのは68カ所であ

り、内訳は鹿島区17カ所、原町区34カ所、小高区17カ所である。

○ふくしま森林再生事業（建）  
1千300万円  
間伐等森林施業と路網等の整備を一体的に実施する。  
【補正内容】  
林業専用道路整備工事（鹿島区林道唐神線）  
施行延長の延伸  
(L=130m)

【質疑】 迂回を余儀なくされての補正予算だが遺跡を発掘調査しながら直進していく方法がなかったか、また遺跡の内容について伺う。

【答弁】 唐神線に伴う遺跡については「寿性寺の館」という遺跡となっており、中世の文化財を避けるように山側を迂回するルートで30メートルとなっていたが発注後、現地立ち合いをした結果、遺跡に当たってしまうというので海側をいくことによつて避けることができること変更して延長となった。



復興貸貸事業所完成予定図

○復興貸貸事業所整備事業（建）  
7億4千772万円  
ロボット関連産業事業者等の活動拠点となる貸事務所・貸工場を整備する。

【質疑】 整備の概要について伺う。

【答弁】 建築面積については貸貸事業所が1千134㎡、延べ面積1千580㎡、貸事務所8室、貸工場4室、管理事務所、会議室を整備していく。貸事務所で約60㎡、貸工場で約120㎡、約80㎡の会議室が整備予定である。

【質疑】 事業計画として賃料が入居条件に重要だが方向性について伺う。

【答弁】 方向性については、福島ロボットテストフィールドの研究室が4月上旬から5月上旬で入居者の募集を

しており、一番大きい部屋で59㎡で、今回整備している貸事務所とほぼ同じ大きさであり、研究室の賃料が月額10万9千500円と設定されており、それらを参考に検討していく。

○公園施設改修事業（建）  
2千402万円  
老朽化した公園施設の改修工事。  
【補正内容】  
・鹿島区：万葉植物園  
・四阿改修、藤棚改修、入口門改修、サイン改修  
・鹿島区：迎田公園  
・四阿解体、ベンチ設置

【質疑】 愛知で発生した事故を受けての改修なのか伺う。

【答弁】 長寿命化計画の中ではランクづけがあり、今回のあづまについてはCランクで、計画策定時点では緊急に修繕するものではなかった。目視点検では見つけにくい支柱の根本の腐食等も点検したことにより、緊急度が高くなったのが実態である。週に一回の

点検で講演の安全を担保していく。

### 条例審査

○特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（総）  
【趣旨】  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票管理者等の費用弁償額が改定されたため、必要な改正を行うもの。

【質疑】 一般的な手続としては、特別報酬審査会に諮るのではないかと伺う。

【答弁】 国の法律で定め各自自治体で通知された額をもつて改定されるため、報酬審査会に諮るものではない。審査の結果、原案通り可決。

○南相馬市手数料条例の一部を改正する条例制定について（総）  
【趣旨】  
犬の鑑札の引換交付手数料の廃止及び身体障害者補

助犬に係る手数料を徴しないこととするため、必要な改正を行うもの。

・施行日：令和元年7月1日

【質疑】 南相馬市だけが手数料を徴取していたが、他自治体ではいつごろから廃止したのか伺う。

【答弁】 平成12年に権限移譲がされた際には旧原町市だけが徴取しており、それ以降はどの自治体も徴取していない。

○南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（総）  
【主な内容】  
1 改正概要  
平成30年度に実施した子ども（18歳以下）の均等割免除措置について、継続するもの。

(1) 対象：18歳到達最初の3月31日までの間にある者の世帯主  
(2) 期間：令和元年度の1年間  
2 施行日：公布の日（平成31年4月1日適用）

【質疑】 施行令第29条の7に賦課に関する基準があり、均等割が必須だが問題はないのか伺う。

【答弁】 一旦課税した上で免除するため問題はない。

【質疑】 市税での支援という意味では、鹿島区といった30km圏外でおかつ18歳以下の子どもにかかる均等割のみの免除となるが法令上可能なのか伺う。

【答弁】 均等割を一旦課税して、その後免除することについては、問題ない。

【質疑】 社会保険に加入している世帯は、条例改正による市税での支援が受けられない。30km圏外に住んでいて、18歳以下の子どもがいる国民健康保険加入世帯にのみ市の税金で支援するが不平等でないか伺う。

【答弁】 子どもが一人ふえるごとに加算される保険税の均等割の免除を引き続き行うための条例改正で、社会保険制度には均等割の仕組みは無く、国に要望しているが、今回は一般会計で子どもの均等割免除を実施し

ていきたい。

【質疑】 今回、一般会計から繰り入れる理由について伺う。

【答弁】 広く子育て世帯への支援をすることで、国民健康保険特別会計ではなく一般会計を用いて費用を投じるものである。

【質疑】 18歳以下の子どもがいる方々へ経済的支援を行うが、30km圏内の国民健康保険加入世帯や、社会保険に加入している、子どもがいる世帯に対しては、市税による支援はないが、不平等、不公平でないか伺う。

【答弁】 国民健康保険制度自体が、市民の所得に対するの保険税を負担していることから、一般会計を子育て世帯に支援を行うもので不平等にはなっていない。審査の結果、原案通り可決。

○財産の取得について（総）  
取得する動産及び数量  
ノートパソコン 466台  
ノートパソコン デスクトップパソコン 2台  
取得金額 3千801万円 18台